

平成24年度第1回愛知県障害者施策審議会会議録

平成24年7月26日（木）

愛知県障害者施策審議会

平成24年度第1回愛知県障害者施策審議会議事録

1 日 時

平成24年7月26日（木） 午後2時から午後4時まで

2 場 所

愛知県三の丸庁舎 8階 大会議室

3 出席者

荒木委員、宇佐美委員、岡田委員、加賀委員、檜尾委員、河口委員、川崎委員、木全委員、小樋委員、榊原委員、園田委員、高橋委員、辻委員、都築委員、長谷委員、長谷川委員、林委員、堀崎委員、武藤委員、村山委員（20名）

（事務局）

健康福祉部長 ほか

（傍聴者）

1名

4 開 会

〈傍聴及びホームページへの掲載についての報告〉

〈定数確認〉

〈委員紹介〉

〈資料確認〉

5 健康福祉部長あいさつ

健康福祉部長の五十里でございます。

委員の皆様方には、大変お忙しいところ「愛知県障害者施策審議会」にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日ごろから県の障害者支援施策の推進にご尽力を賜りまして、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて、昨年度は3回の会議におきまして、障害者自立支援法に基づく、第3期障害福祉計画の策定についてご審議していただき、頂戴したご意見を踏まえまして、本年3月に計画を策定し、公表したところでございます。

なお、計画書につきましては、既に皆様のお手元に郵送又は本日机上に配布させていただいております。

本日の会議は、障害者施策審議会及び障害者自立支援協議会について、制度比較を踏まえた各会議の役割と、地方分権一括法に基づいて都道府県条例に定めることとされた基準について審議していただきたいと考えております。また、前期計画である第2期愛知県障害福祉計画の実績評価について報告させていただきます。

本日は、審議会の根拠法令である障害者基本法の一部を改正する法律が平成23年8月5日に公布・一部施行、平成24年5月21日に全面施行されたことにより、会議の名称が愛知県障害者施策審議会に改められてから、初めての会議であります。

また、障害者基本法の改正により、審議会の所掌事務に障害者支援施策の実施状況の監視が追加されたことを踏まえ、今後の監視のあり方についてもご意見を伺えたらと考えております。

本日の会議におきまして、委員の皆様には、忌憚のないご意見を賜り、実りある会議となりますようお願い申し上げます。

障害のある方につきましては、本会議の資料や進行に関しまして、配慮が行き届いていない点があると思います。本審議会をより良くしていくために、会議の終了後にでも、会議の感想や改善点などについて御意見をいただければと思っております。

簡単ではございますが、会議の開催にあたりまして私のあいさつとさせていただきます。本日はよろしくお願ひいたします。

6 会長選任

豊田市こども発達センターの高橋委員を会長に選任

7 会長あいさつ

改めまして、豊田市こども発達センターの高橋脩でございます。前回2年間、会長をさせていただきました。皆様のお薦めで、今回も引き続き会長をさせていただくことになりました。よろしくお願ひいたします。

先ほどご紹介のありました新しく委員になられた9名の皆様、初めてのことで緊張しておられる方もおいでのことと思います。このような会議は堅苦しく、使われる言葉はとても分かりにくいものです。私も最初は困りました。言葉や内容についておわかりになりにくいことがあれば、手を挙げるなどしていただき、何なりと質問していただきたいと思います。そして、ご遠慮なくお考えを言っていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

さて、この会は障害のある方々のために愛知県が立てる計画や実際に行っている事業が、今よりもっと良くなるようにするための会です。素晴らしい方々が委員としてお集まりです。愛知県に住む障害のある方々の現実の姿、県の計画や仕事についてよく理解をし、これで良いのか、予定通り進んでいるのか、直すところはないのかなど、しっかりと検討し提案していけたらと思っています。私も、精一杯努力をしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

今日の会議の内容についてです。1枚目の紙・平成24年度第1回愛知県障害者施策審議会次第に書いてありますように、検討する事柄・議題が2つと1つです。議題は、「障害者施策審議会及び障害者自立支援協議会について」、「地方分権一括法に基づく都道府県条例に定めることとされた基準について」であり、報告は「第2期愛知県障害福祉計画の実績評価について」です。

皆様方には、活発にご発言いただき、この会議が充実したものとなりますようお願いし、初めのご挨拶といたします。

〈議事録署名者指名〉

議事録署名者：榊原委員・園田委員

8 議事

議題（1）障害者施策審議会及び障害者自立支援協議会について

〔事務局からの説明〕

資料1-1 障害者施策審議会と障害者自立支援協議会の制度比較

資料1-2 障害者施策審議会と障害者自立支援協議会の関係（現状イメージ図）

資料1-3 障害者施策審議会と障害者自立支援協議会の関係（見直し後イメージ図）（案）
障害福祉課 奥澤主幹

高橋会長

ただいま説明のありました議題につきましてご質問や御意見等があればお伺いします。

辻委員

もう一度ちょっとお聞きしたいのですけれど、この監視っていうところがいまいち私には理解できなかったのので、具体的にどういうふうに監視をされるのかをもう一度ご説明のほどお願いします。

奥澤主幹

それでは、もう一度資料を見ていただきまして、それに基づいて御説明したいと思えます。

資料1-3の見直し後のイメージ図案を御覧ください。この図の一番右下、障害福祉計画の実績評価というところを御覧ください。監視もいろいろございますが、とりあえず県の障害福祉計画の進捗についての監視についてご説明申し上げたいと思えます。

この図で御覧いただきますと、一番下のところ、市町村はそれぞれ障害福祉計画を立てるということになっていまして、その実績評価を行いまして、県のほうへ各市町村のサービス利用実績、地域移行の数値目標の進捗状況を報告していただきます。現状では、県のサービス利用実績等を算出するために、市町村のサービス利用実績については報告していただいていたのですが、今回改めた後は、市町村の地域移行の数値目標の進捗状況についても報告していただくということを考えております。

そして、障害者自立支援協議会や施策審議会の場において、とりまとめた結果を県の数値として集計したのではなく、県内の各市町村のサービス利用実績や地域移行の数値目標の進捗状況といったものをとりまとめて報告させていただきまして、この地域やこの市町村にこういった課題があるのではないか、そういったことを会議の場でご検討いただきたいと思っております。そして、その検討した結果を、それぞれの圏域・市町村に返していくという形をとりまして、課題がある市町村については取組を進めていただく、そういった形で状況の把握だけでなく、課題の解決に向けた取組を会議の方で考えていく、そうしたプロセスを繰り返していくことで、障害福祉計画の進捗状況の監視ができると考えております。

高橋会長

よろしいですか。もし分かりにくいことがありましたら、いくらでも質問してください。きっと、初めての方は難しいと思えます。

計画を立てたら実行して、それを評価するわけですね。それを、それからの事業に反映していこうというものです。計画、実行、評価、改善の評価にあたるものと考えればよいかなと思えます。

他にありませんか。

岡田委員

今の説明のなかで、自立支援協議会が愛知県障害者施策審議会の実働部隊であるのご説明がありました。自立支援協議会の中には、相談支援体制部会とか人材育成部会があると思うのですが、それらの部会がどのように実働部隊としての働きをするのか、もう一度教えてほしいと思えます。

奥澤主幹

県の障害福祉計画は、それぞれの市町村の障害福祉計画を達成できるように作ることと

されており、県の障害福祉計画の目的を達成するためには、それぞれの市町村の障害福祉計画の目標を達成していただくということが必要になります。

先ほど、障害者施策審議会と自立支援協議会の事務の違い等についてご説明申し上げましたけれども、障害者施策審議会はどちらかといえば県全体の視点から検討を行っていくというところで、それに対して障害者自立支援協議会は、もっと地域に密着した形で、地域の実情に応じた障害者への支援体制の整備について協議していただくということになっておりますので、地域への働きかけは、基本的には自立支援協議会のほうで第一義的に行っていただく、動いていただくということで実働部隊という、ちょっと変な言葉ではありますが、そういったご説明を申し上げました。

西村課長

今、奥澤の方から説明させていただきましたが、具体的には図の左側の矢印を見ていただければよく分かると思います。

今岡田委員のほうからご指摘もありましたように、自立支援協議会は、現在は、相談支援体制部会と人材育成部会というような形で、特に市町村等を含めました相談支援体制の充実、それから障害福祉サービスを担っていただく人材を養成するというものが非常に大きな観点でありまして、その2つで部会を設けております。

そうしたことで、まず自立支援協議会の部会を活用しまして、各地域や市町村の問題について、協議会の中で解決できるものについては図の左側、白い矢印として問題があがり、協議会で審議しまして、こうした取組をしようと思っているということや、他の市町村や圏域ではこういうやり方をしているということや、これをディベート等して黒い矢印、下に戻します。これについてはもっと県全体で幅広い取組が必要だと考えられることや、さらには国に対してもっと施策を改善しなければ直らないことだというようなことは、自立支援協議会から障害者施策審議会に意見をいただきまして、そこで審議し、こういうやり方をしましょうとか、これは愛知県だけでは改善できないので、国へ意見を提言していきましょとか、そうした位置関係で整理をしていきたいと思っています。

第一義的には障害者自立支援協議会に問題をあげて、そこで解決・課題など洗い出しをして、そこで返せるものは返しますが、そこで解決できないものについては障害者施策審議会に問題を挙げて、そこで解決するというようにそのような言葉を使わせていただきました。こういう関係を今後明確にしていきたいというものでございます。

高橋会長

よろしいですか。自立支援協議会についてご存じない方もたくさんおありかと思えます。

協議会で実際にやっていることを、部会のことも含めて簡単に説明していただけると、皆さん位置的イメージがしやすいかなと思いますので、よろしくお願いします。

梅村主幹

自立支援協議会についてのご質問ですが、たまたま本審議会の会長の高橋会長に自立支援協議会の会長もしていただいております。

自立支援協議会の説明をさせていただきます。自立支援協議会につきましては、今実は自立支援法の改正に伴い法定化されまして、地方公共団体が設置するというものです。今、法定化に合わせて自立支援協議会も見直しをしようとしておりまして、私どもの県の自立支援協議会も見直しをしていこうとしております。これからまだ見直しをするということですので、基本的に現行を前提でお話をさせていただきますと、まず、そもそも自立支援協議会というのは県における障害者等の相談体制の協議を行うということで設置されているものでありまして、市町村には市町村の地域自立支援協議会が設置されております。

協議の内容といたしましては、市町村は地域の中での障害者の相談支援体制に関するところで、これを県の立場で必要な助言等をしていくこと、それから特に相談支援体制ということで、障害者の相談支援に従事する方の人材の養成といいますか、研修等について議論していくということで、構成として相談支援に従事する方ですとか、障害者の自立及び社会参加の事業に従事する方、保健医療・雇用・教育・学識経験の方、関係行政機関の方で構成しております。

見直しの方向も含めてご説明させていただきますと、先ほどご説明したように、今回自立支援協議会が法定化されまして、正式に法律上で認知されたことに加えて、障害者施策審議会の関係で見直しをしていきますけれども、現行の部会としては相談支援体制の整備の部会と人材育成の2つありまして、これは専門の部会ということで、特に先ほど申し上げました市町村を含めて相談支援体制の整備という面、それから相談支援に従事する人材の養成という観点から専門の部会を設置しているものです。

今後の見直しの中で、さらに自立支援協議会と審議会の役割分担をしながら、地域の中でももう少し地域のネットワークの構築ですとか、地域の社会資源の開発につきましても、今後は自立支援協議会の中でも協議をしていくということで考えているところです。

高橋会長

少し補足していただきました。他によろしいですか。

長谷委員

今の自立支援協議会のメンバーが資料1-1で書かれていますが、地域がキーワードになっているところだと思いますが、割と大きな市町村から出ている委員が多いかと思えます。小さな市町村の意見等は、どのように吸い上げていかれるのかをお聞きしたい。

宇佐美補佐

県では相談支援体制の整備といたしまして、11の福祉圏域の中で地域アドバイザーという方を置いておまして、その方は市町村の自立支援協議会あるいは圏域内にあります相談支援事業所等を回りまして、アドバイスをしたり会議に出席したりしまして、地域での御意見を吸い上げ、それを私どもの方で相談支援体制整備部会若しくは人材育成部会という部会のメンバーになっていただきまして、さらにその部会の意見を本会に挙げまして、それで地域の意見を吸い上げているという理解しております。

高橋会長

地域を支えるための11圏域に、それぞれアドバイザーを公募で配置してまして、その人がそれぞれのエリアを把握している、またその人達を束ねるスーパーバイザーという県の人がいまして、その人を中心に県全体の市町村の状況を把握するという事です。それを県の事務局の人と相談しながら施策に反映、事業の展開に反映していただくと。

もう一つの柱は、人を育てるというものですから、それについては先ほどから繰り返し言っておりますように、必要な人材を育成するという部会を作っておまして、その中で県がやっているさまざまな研修会について検討して、その改善を図っているというものです。

その2つが柱になって、地域の支援体制を充実させていこうという感じです。地域に特化した支援体制の整備を集中的に図っているのが自立支援協議会ということになります。

他によろしいですか。

長谷川委員

細かい施策の内容について分かっていない中での質問で恐縮ですが、新しくこの2つの関係を見直しましょうというところなので、従前との違いなどを把握したいと思ひまして質問させていただきます。

従前はこの2つの会議から障害福祉課にそれぞれ課題の報告があがりまして、それぞれが検討結果を下ろしていたものを、この2つがばらばらではなく連携していくということではありますが、この図を見たときに、連携というのは図の左の方の、協議会から審議会への矢印が連携ということで新しくできたものだと思いますけれども、そうするとその自立支援協議会にあがってきたもののうち、協議会で解決できるものは下におろして行って、そこで難しいものや全県的に対策しなくてはいけないものは上にあげていくというものですよね。そうすると協議会では解決が難しいものを審議会にあげておろすとなると、構成メンバーの違いとか、それが可能になるような構成が今回なされているということなのかどうか、自分が入っているところで果たすべき役割が大きいなと思うものですから、確認したいです。

県の施策として圏域ごとの対応では難しく、県の施策としてこういう姿勢をとるということをおろすということなのかなと思うのですが、先ほどのご説明の中で国への意見提言とかおっしゃられていたので、その考えをもう少し詳しく、どういうことを想定されているのか教えていただきたいです。

西村課長

冒頭でも説明させていただきましたが、障害者施策審議会の委員と障害者自立支援協議会の委員が重複している方は多いです。自立支援協議会を実働部隊とするということは、もっと現場の方、実際障害者の支援やアドバイザーも含めて、市町村や現場（障害福祉サービス）に携わっている方がまず自立支援協議会のメンバーの構成員にさせていただきたいということで、それを今後の見直しのなかで、メンバーについても検討していくということをご指摘の通りです。

そうしたものを実践的に動くようにいたしまして、障害者施策審議会は今日お集まりのそれぞれの関係団体や知識や経験を持った方が専門家として県の施策全般についてご意見をいただくと。ただ障害者施策はそれぞれ地域が実施をするということですが、なかなかそこだけでは解決できない、国の法律や制度を変えていかなければ障害者制度はよくなるというような課題、たとえば障害福祉サービスの報酬の話ですとか、要請は都道府県や市町村が行っても、そうした環境を整えるとか非常に大きな課題については、県として、愛知県の障害者施策審議会が、必要においては全国の都道府県と手を携えてこうしたことを国に対して改善していただきたいというようなことを要望・要請をします。こうしていくことでできれば法律を変えたり、国に施策の運用・報酬をかえたりと、こうした取り組みをして市町村・地域が障害者施策をより進めやすくなるようにすることが先ほど申し上げた提言や要望と、そうしたことも必要に応じて行っていく必要があると思っております。

高橋会長

今の答えでよろしいでしょうか。おっしゃるように、少しメンバーについても見直すことをお考えのようです。他にありませんか。

林委員

先ほど長谷さんが、大きな市と小さな市と言われましたが、自立支援法の大きな問題点としては地域格差という問題があると思っております。これは全国的にもそうですし、愛知

県内の圏域でみても、その中の市町村でみても、比較的大きな自治体は進んでいると、小さな自治体はいつまでたっても、これは第2期の報告資料の中でも圏域で資源が集中している、あるいはないところは全然ないというところが見受けられます。基本は、身近な地域で安心してサービスが利用できる、身近なところで必要なサービスが利用できる、それは愛知県のどこに住んでいても等しく受けられるというのが望ましいと思います。

そうであるならば、先ほど自立支援協議会の、今まで人材育成部会と相談支援体制部会の2つ、それに見直すということでネットワークであるとか、資源開発の2つ言われました。まさに大切なことだと思いますが、今の時点で答えられるかどうか分かりませんが、それも部会として設置するというお考えなのでしょうか。ぜひ私としては設置していただいて、バランスのとれたサービスの提供が、地域格差のないように進めていただければいいかなと思います。

梅村主幹

先ほどの自立支援協議会の見直しのなかで、部会につきましても先ほど申しましたように協議事項も今後見直しをしていきます。それに合わせて、自立支援協議会の構成メンバーも含めて、必要な部会もどういった形で、そのための構成メンバーがありますから、すぐ簡単というわけではありませんが、その部分についても検討させていただきたいと思います。

高橋会長

今年度の第1回目の自立支援協議会はいつ頃開催予定でしたでしょうか。その中で検討されるわけですね。

梅村主幹

自立支援協議会は今のところ10月に開催を予定しています。そこに向けて内容につきまして検討していく予定です。

高橋会長

では、それを検討していただいて、ある程度の案ができましたら、第2回目のこの会で報告していただくと、そんな流れになりますか。

梅村主幹

そうですね。

高橋会長

よろしいでしょうか。ではあとお一人だけお願いします。

木全委員

自立支援協議会の部会についてお話しすると、この2つの部会とも、あくまでも事業者側の立場をどうするかというものだと思うんですね。障害当事者がこうしてほしいという意見をいう場はないのではないかと思いますので、これを是非次の時には考えていただきたいと思います。

もう一つ、今日お配りした中の最終的に最後の5行ですが、前半に書いてあるようなことを論議していただく場がありません。今までも私は自立支援協議会と障害者施策審議会の両方の委員になっていますが、どうしてもこうしてほしい、こうあるべきではないかという論議をする場がないと思っています。従って、私は施策審議会の中にも部会なり分科

会なりを設けてもっと掘り下げて具体的な提案をしていく場が欲しいと思います。自立支援協議会の中には場があるのですから、その充実を図っていくと同時に、審議会の中にもないといけないのではないかと、期せずして今日他に4名の方から出されている資料をばらばらと見ますと、やはりよく似たようなことが言われていると思うのですが、これを論議する場は最後終わってからになるのか、この場なのかというふうに考えているのかと思います。

西村課長

木全委員の、意見は部会なりできちんと検討する場が欲しいと、それから最初に机上に配布させていただきました辻委員始め4名の委員から提出資料の中にも、5枚目の資料5というところで、国の障害者基本計画の在り方に関する検討の進め方、こういったものをモデルにして小委員会なり部会という形で議論してはどうかということと提出されている資料だと思っております。

それから、障害福祉計画については冒頭でご説明しましたが今年の3月に3年間の計画を策定したところでございます。ただ、県全体の大きな枠組みを定める障害福祉計画、それからまた第4期といえますか、現在の計画が26年で終了しますので、それ以降の障害福祉計画をいずれ見直さなくてはならないとなりますので、そういうことに合わせて、こうした委員会だけで計画づくりをしていくという形ではなくて、部会なりを活用して皆様の意見がより具体的にきめ細かく反映できるやり方を考えていきたいと思っております。

今、次回から部会を設けるとするのは申し上げられませんので恐縮ですが、来年度以降も含めて部会の設置等については検討させていただきたいと思っております。ご質問の趣旨は十分踏まえてまいりたいと思っております。

高橋会長

これは重要な問題です。ご意見もおありかと思いますが、だいぶ時間が過ぎましたので、またご意見がありましたら事務局にでもお寄せいただければなと思っております。お願いします。

この件については、だいたいよろしいですか。いろんな意見をいただきましたので、それぞれのご意見を県のほうできちんと受け止めていただいて、ご検討していただきたいと思っておりますし、ご報告いただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議題（2）地方分権一括法に基づく都道府県条例に定めることとされた基準について

〔事務局からの説明〕

資料2 地方分権一括法に基づく都道府県条例に定めることとされた基準について
障害福祉課 梅村主幹

高橋会長

ただいま説明のありました議題につきまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

河口委員

県独自の基準を設けるようになったということでの質問ですけれども、条例を設けるにあたって、たとえば東京都だと第三者評価を事業者に義務づけていたりするということを伺ったのですが、愛知県としては実際に事業者の指定の時にそういったものを義務づけていくとか、そういったことについてどのように考えていらっしゃいますか

梅村主幹

第3者評価の実施につきましては、県としても重要なことと考えておりますけれども、それを条例に基準として設けて実施していくのがいいのか、そうではなくて別の形で第3者評価の実施をしていくのがいいのか、第3者評価を実施していくとなると、それなりの体制とかいろんな別の部分の問題もあると理解しておりますので、どのように第3者評価の体制を整えるとか経費をどうしていくとかについてあると思いますので、今のところ基準の中で義務づけるという形ではなくて、別の形で進めていくのかなというところで、特段今のところあえて独自基準に設けておりません。

西村課長

少し補足をさせていただきます。

東京都は障害福祉サービス等社会福祉の基礎構造改革がなされたときに、第3者評価を適宜やるということが事業者にとってサービスや評価基準につながるということで、平成12年の基礎構造改革が示されてからそういう動きがされております。

本県につきましては、県の社会福祉協議会が中心となって第3者評価等の組織作りを進めておりますが、障害福祉サービスについては義務づけにはなっておりません。

今回の県の基準を作るということに関しては、今の説明はちょっと分かりにくかったかもしれませんが、第3者評価を義務づけるということは考えておりませんので、よろしくお願いたします。

河口委員

将来的にはどのように考えていますか。

西村課長

利用者が利用しやすいように、また施設のサービスを適切に評価できるやり方として第3者評価はありますけれども、それが法令に基づいて義務づけされていない中では愛知県としては難しいと考えております。

東京都はこれに対する助成制度を始めて、進めやすいような形を作って独自に進めていたというふうに記憶をしておりますが、なかなかそこまでできませんので、国の動向とか周辺の動向を見ながら検討をしていくということで、今回の県が独自基準を作るという中ではここまでは考えていかないということでございます。

高橋会長

いいですか。他によろしいですか。

武藤委員

災害対策に係るもののところですか。

今もちろん関心が非常に高いところですが、ここで気になるのが、連携をお願いしたいと思います。現実には起こったときには、県の指導によって市町村とかいろんな消防等と連携が現実には必要になってくると思いますので、そういった県プラス必要などのネットワークについて、防災計画をつくる中で配慮をお願いしたいと思います。

梅村主幹

そうですね。特に私どもも大きな地震・津波等の被害について県民のみなさまは東北の震災を受けて具体的にイメージがなされている中がございますので、この独自基準につきましても、これはパブリックコメントということで、幅広く県民のみなさま、障害当事者

も含めてご意見をお聞きしますので、それを踏まえて、きちんとした災害対策の基準を盛り込めるようにと考えております。

高橋会長

よろしいですか。他にありますか。

今おっしゃったことは、独自条例案2のところ少し盛り込まれているかなと思います。この件についてはみなさんよろしいですか。

それでは他にご質問等もないようですので、議題につきましてはこれを持ちまして終わりたいと思います。

報告事項（1）第2期愛知県障害福祉計画の実績評価について

〔事務局からの説明〕

- 資料3-1 福祉施設入所者の地域生活への移行
 - 資料3-2 入院中の精神障害者の地域生活への移行
 - 資料3-3 福祉施設から一般就労への移行
 - 資料3-4 障害福祉サービス見込量に対する利用状況
- 障害福祉課 小木曾課長補佐

高橋会長

2期計画の実績・分析・課題について一通り説明していただきましたけれども、これについてご意見等はいかがでしょうか。

木全委員

説明を聴いているだけで終わっちゃうものですから、私も言いたいことはいっぱいあるのですが、今日4名の方が出された資料と、私が出した資料については後日きちんと丁寧に回答していただけることをお願いしたいと思います。

奥澤主幹

今日ご質問を出していただきましたものにつきましては、こちらのほうで全ての質問について回答を作成しまして、委員の皆様のお手元へ後日メール等で送付させていただきたいと思っております。

時間があまりない状況ですけれども、この場でどうしてもご質問をしたいというものにつきましては、この後また質疑を行っていただければと思いますのでお願いします。

高橋会長

今のことについては、またあとでちょっと触れます。

この件についてはいかがでしょうか。

林委員

資料3の1の地域移行のところ、課題として高齢化が進んでいるということ、それに対しては訪問系サービス等の充実が必要であると書いてありますが、やっぱり高齢となった障害のある方々の地域生活支援というのは、介護保険の対象となる場合もありますが、介護保険でのサービスの対応はできない、あるいは障害のある人達の在宅サービス支援でも難しい場合があると。

私も高齢となった障害のある方々の生活支援ということをずっと考えてきました。若い頃は現場におりましたので、従事していたのですが、なかなか上手いこと組み合わせられ

ないというところがあって苦慮して、ある人の場合、施設入所はやむを得ないというようなどころ、施設に行ったところでうまく適応できるかということとまた難しいということがありました。何が言いたいかというと、高齢障害者のケアは難しいということです。

単なるサービスの組み合わせでなければ難しいと今までずっと考えています。これは愛知県独自のというわけではなくて、全国的な課題であると思いますけど、高齢の障害者の地域生活支援の在り方については、これは国全体としても検討が必要な事項であるのかなと思います。意見だけです。以上です。

高橋会長

それは、国に提言すべきだというご意見ですか。

林委員

愛知県でも検討できる場所があれば、こういう組織なり現場の方達との調査研究作業、そういう機会があればいいかなという意見です。

高橋会長

今の意見についていかがですか。

奥澤主幹

愛知県が地域移行を進めていく上で、先ほど林委員がおっしゃられた高齢障害者のケアというのは絶対検討しなければいけない問題だと思いますので、今後どういった対策をとっていったらいいのかという検討を、この審議会の場や障害者自立支援協議会の場で進めていきたいと思います。

川崎委員

資料9ページで、施設入所者からの地域移行というところの先ほどのご説明のなかで、地域生活移行者の年度別推移について、平成20年度をピークに減少傾向で伸びていないというお話がありましたが、地域に受け皿がないために伸びないのではないのかなということです。愛知県のグループホーム・ケアホーム利用者数は他の都道府県と比べますと人口一人当たりの利用率が非常に低い、全国的にもワースト2位ともいわれています。そのために県知事もマニフェストの中にグループホーム・ケアホームを4年の間に倍増するというのをあげていただいております、県の倍増施策としては整備の助成や、運営費等の助成をやってはいただいておりますけれども、実際に去年の国庫補助整備状況をいいますと8ホーム、今年は11ホームを認めていただいたということですが、この調子でいきますと4年でとても倍増にならないと思うんです。

少しでも何とかならないのかなと思ひまして、私が思っているのは、私は県社会福祉協議会の代表で来ているのですが、県社会福祉協議会の中に民間社会福祉施設振興資金というのがありまして、そちらの貸付枠を拡大することでグループホーム・ケアホームの整備が進むのではないかなと思うんです。ちなみに、振興資金の限度額が1,000万円までということですが、保証人を2人立てなければいけないとか、担保が必要だとか非常に利用しづらい状況ですから、その辺の緩和をしていただいて、最低でも3,000万円くらいは貸し付けをすとか、保証人は1人にすとか、障害については運営費の中からはいいよとかそういった規制を緩和することで少しでも進むのではないかなと思いますが、私も勉強不足で申し訳ありませんが、県のほうで枠を決めるのか、県社会福祉協議会のほうで決めて枠を広げるのか、その辺についてもお尋ねしたいのと、もし県が管轄しているということであれば是非拡大をお願いしたいと思います。

西村課長

愛知県社会福祉協議会で実施しております民間社会福祉施設等振興資金につきましては、社会福祉協議会を所管しております地域福祉課が担当課となりますが、私の知り得ている限りでお答えさせていただきます。

振興資金の貸し付け原資につきましては、県が県社会福祉協議会にお貸しをして、それを借りたい事業者や社会福祉法人等がお借りして、原則3か月据え置き、3か月目からお金を返していただきまして、返したお金をまた社会福祉協議会が受け入れて、それをぐるぐると自転車のように回して1年間を過ごしていくという形であります。

振興資金というお金を貸す制度につきましては、運営資金と整備資金の2つの種類があります。運営資金は社会福祉施設の従事者等にボーナスや給料をはらうというのに臨時的にお金が足りなくなった場合に、社会福祉法人が社会福祉協議会にお金を借りるという制度でございます。もう一つの整備資金は、先ほどご説明がありましたように施設を建てる時に、原則1,100万円だと思いましたが、特別な協議をすれば1,500万円まで借りられると記憶しておりますが、そうした施設を建てるための整備資金の2つがあります。

私の方で貸付枠の拡大をしてほしいというご要望はお聞きできますが、私の権限の及ばないところもありますので、そういうお話があったということは担当所管課に連絡をするということでお許しをしていただきたいと思います。

高橋会長

そういうことでよろしいですか。今のことはきっとみなさんも関心がおありだとも思いますので、次回のこの会の時にでも、こうなりましたとご報告いただければと思いますので、よろしくをお願いします。

まだ御意見がおありかもしれませんけれども、この辺でそろそろ終わらせていただきたいと思いますが、報告事項につきましてはよろしいでしょうか。あと、先ほど直前に質問いただきましたことについては、後ほど回答していただくということによろしいですか。

辻委員

事前質問ということで資料を提出させていただきました。その中で一つだけお聞きしたいことがあります。①のところで、7月23日開催の内閣府の障害者政策委員会の中でも、先ほど課長さんのほうから、国で小委員会という形でやっているということは知っているということをご報告を受けました。報告事項を聴いていて、私だけかもしれませんが、すごく数値が多くて、これからどういうふうに数値が並んできて、監視をしていくのかなとずっとさっきから引っかかっています。やっぱり監視部会みたいなものが必要なんじゃないかと、公募委員で初めてこの場に来て思いました。先ほど、あと10月と2月に審議会を開催するということですが、監視部会という形で具体的に数値も監視して、生活実態に合わせた調査というのが必要なんじゃないかなと思いました。

この回答についてはこの審議会の資料として、回答もホームページ等でアップしてもらいたいと思います。私だけではないので、この提出資料について補足を他の委員の方、お願いしていいですか。

長谷委員

今回何点か質問をさせていただきましたが、先ほどの辻さんの報告とかぶるところがありますが、次回のこの会議では具体的な方策が出されるのかどうかというのがちょっと心配なところでもあります。実際に出される前に、一度どういう形で出されるのか、もう少し早めに資料としていただきたいなというのを思います。他にお聞きしたいこともありま

すが、ここまでにしておきます。

村山委員

委員として難しいことが多かったので、自分の経験とか思っていることを話したかったのですが、それは割愛させていただくとして、数値的なものはよく分かるのですが、一つ言わせていただくと、就労継続支援事業とか、そういった施設以前のフリースペースだとかデイケアだとか退院した方がまずたどり着く場を作って欲しいと思います。それを事業所とかにつなげていくとか。ご本人さんの意向に沿ってですけれども、段階的にステップアップされていくような、そういうものを全体的としてもう少し見ていく。

ピアサポーターの役割なんかも含めて思ったこともあったのですが、時間がもうないので、私の思ったことは活字になっておりますので、是非この内容についてもご検討いただければと思います。

高橋会長

この件について何かありますか。

西村課長

辻委員等からのご質問の件でございますが、今日冒頭でもお話しましたように、今日事前にいただいた資料の中で、ご説明の中である程度お答えできることお答えできたかと思っておりますが、質問が非常に多岐にわたっておりますので全てお答えはできてはおりません。その点につきましては話がございましたように、全委員に対しまして、今日いただいた木全委員からいただきました質問も含めまして回答をメール等でお返ししたいと思っております。

長谷委員から、次回具体的な方策は出るのですかというご質問ですが、今回の審議会につきましては、昨年度は第3期障害福祉計画の策定ということで具体的な施策の目標や数値目標についてご審議いただきましたが、今年度につきましては施策の監視ということに関しますと、先ほどご説明しました市町村等の施策の実施状況等を今年度10月では難しいと思っておりますので、2月頃の第3回目の会議で集約しまして、それが今年市町村や圏域でどのようにできているのかできていないのかというのを数値としてお示しをして、愛知県としての障害者施策の実施状況がどうだと、そこについてどういう課題があるかということをご第3回目でお示しするというのが、具体的な方策といえますか、施策の監視の部分だと考えております。

長谷委員

ありがとうございます。

高橋会長

よろしいですか。きっとみなさんもお関心がおありだと思いますので、今日質問された方だけではなくてみなさんにお送りいただいて、必要があれば次回の時にでも、これは会の運営の問題にも関係してきますので、またみなさんのご意見をお聞きして、少しでもいい会にしたいと思っておりますので、御理解ください。

それでは、他にご質問もないようですので、これをもちまして終了したいと思います。

事務局においては、本日出ましたご意見やご質問をもとに審議会と協議会の役割を果たすべく取り組みをしていただき、都道府県条例につきましては引き続き十分検討していただきたいと思っております。

また、第3期障害福祉計画の推進にあたっては、審議会の役割に障害者施策の実施状況

の監視が加わっておりますので、本日報告いただいた第1期・第2期障害福祉計画の実績の分析を基に、障害者支援施策の一層の推進を図っていただくようお願いします。

本日はこれで閉会いたします。ありがとうございました。

以上で、平成24年度第1回愛知県障害者施策審議会を終了した。

署名人

印

署名人

印